

令和4年度第1回

安城市地域福祉計画

策定協議会

令和4年11月4日(金) 午前9時30分から
安城市役所本庁舎3階 災害対策本部室

説明内容

◆ 第5次地域福祉計画の策定にあたって

- (1) 計画の概要(定義、経緯、体制等)
- (2) 第5次策定に向けてのポイント
- (3) 今後の策定スケジュール(案)

◆ アンケート調査の実施について

- (1) 市民を対象としたアンケート調査(案)
- (2) 団体を対象としたアンケート調査(案)

第5次地域福祉計画の策定にあたって

(1) 計画の概要

①「地域福祉」とは

すべての人が、
加齢や障害、その他の様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになって、
地域の一員として、家族や友人などとの関係を保ち、地域で日常生活を営み、
文化や趣味、スポーツなどの社会的な活動に参加することができる地域社会づくりのこと。

②「地域福祉活動」とは

「地域福祉」を進めるために、地域において取り組む活動のこと。

第5次地域福祉計画の策定にあたって

(1) 計画の概要

③これまでの安城市地域福祉計画の経緯

	第2次計画	第3次計画	第4次計画
計画期間	H21～25年度	H26～30年度	H31～R5年度
(策定期間)	(H20年度)	(H24～25年度)	(H29～30年度)
地域福祉活動計画(社協)	合同・合冊	合同・合冊	合同・合冊

④第5次地域福祉計画の計画期間

令和6年度から10年度まで

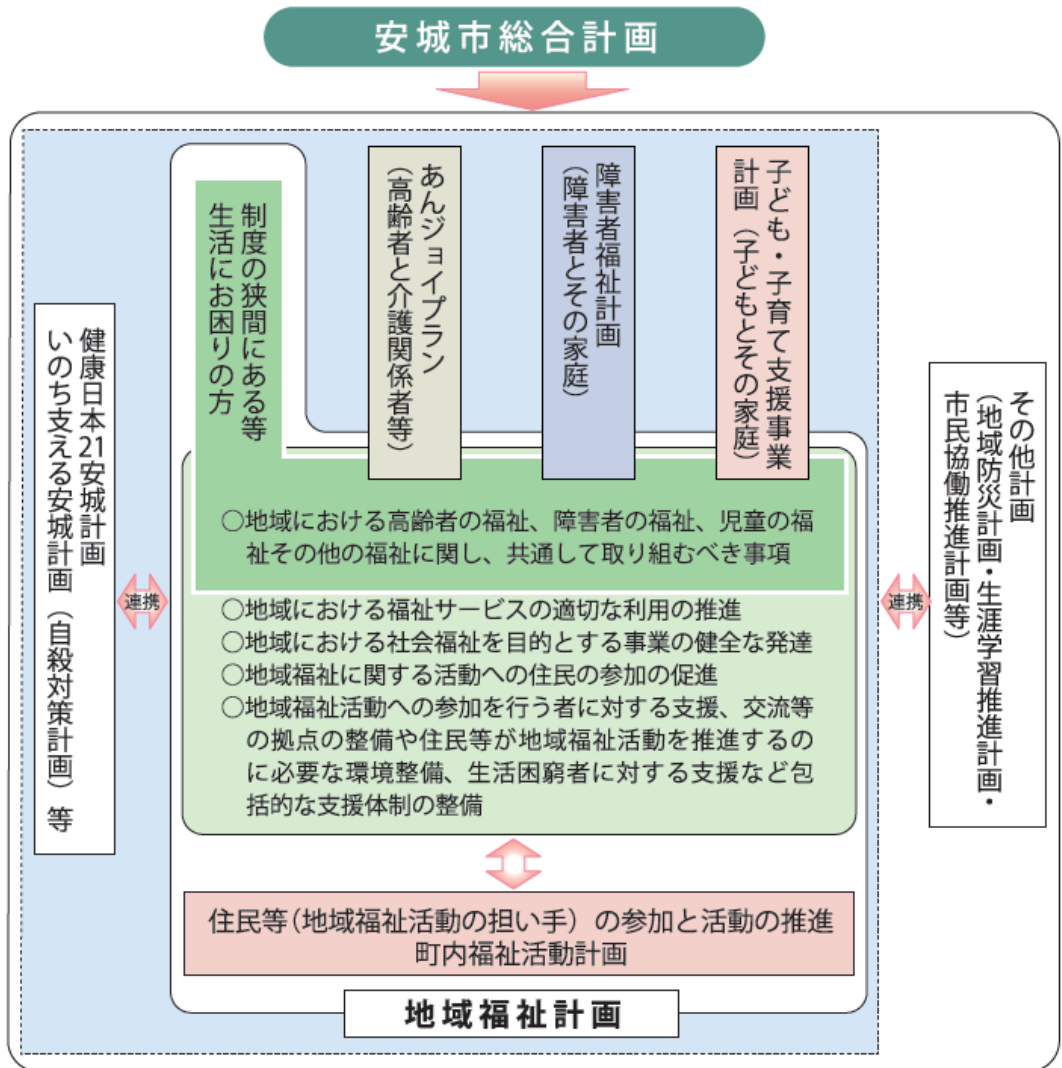
(策定:令和4年度から5年度まで)

第5次地域福祉計画の策定にあたって

(1) 計画の概要

⑤ 地域福祉計画 の位置づけ

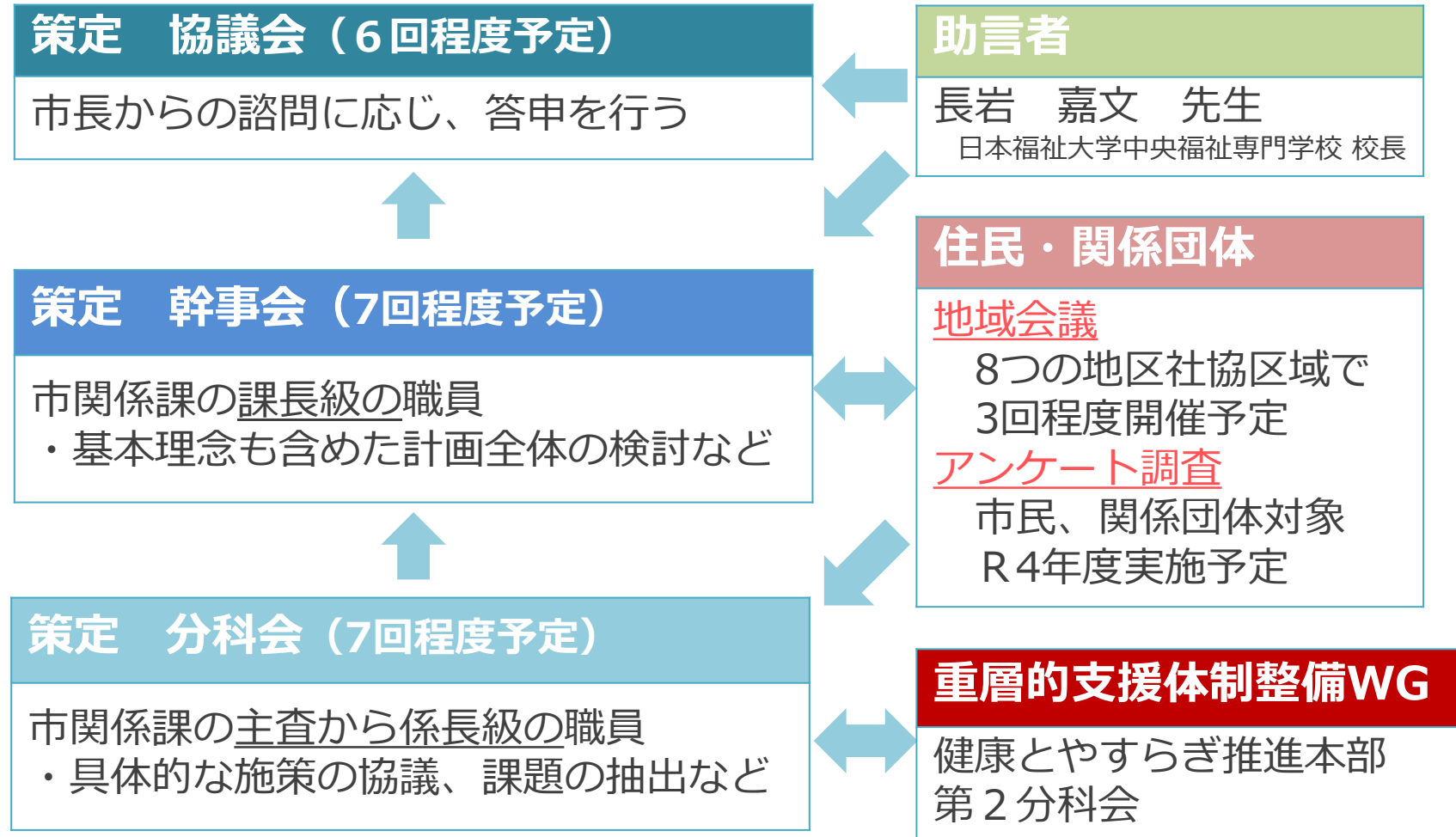
「安城市総合計画」を
地域福祉の視点から
実現するための計画で
あり、各分野の**福祉等**
関連施策等を横断的
につないでいく総合的
な計画



第5次地域福祉計画の策定にあたって

(1) 計画の概要

⑥ 策定体制 (安城市地域福祉計画策定協議会規則等)



第5次地域福祉計画の策定にあたって

(2) 第5次策定に向けてのポイント

①重層的支援体制整備事業の実施

②成年後見制度利用促進計画の包含

③再犯防止推進計画の包含

第5次地域福祉計画の策定にあたって

(2) 第5次策定に向けてのポイント

① 重層的支援体制整備事業の実施

○ 重層的支援体制整備事業とは

地域共生社会※の実現を目指し、
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業

※地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我がこと』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

**地域共生社会の実現こそが、
本計画が目指すべき目標**

第5次地域福祉計画の策定にあたって

(2) 第5次策定に向けてのポイント

① 重層的支援体制整備事業の実施

○ 一体的に実施する3つの支援

① 属性を問わない相談支援事業

- ・本人、世帯の属性を問わない相談を受け止め、支援機関のネットワークでの対応
- ・アウトリーチも含め、継続的につながり続ける伴奏支援

② 参加支援事業

- ・社会とのつながりを回復する支援
- ・本人のニーズ等を踏まえ、社会資源を活用した多様な支援

③ 地域づくりに向けた支援事業

- ・属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・住民同士の顔の見える関係性の育成支援

上記①～③それぞれが連携し、一体的に実施することが必要

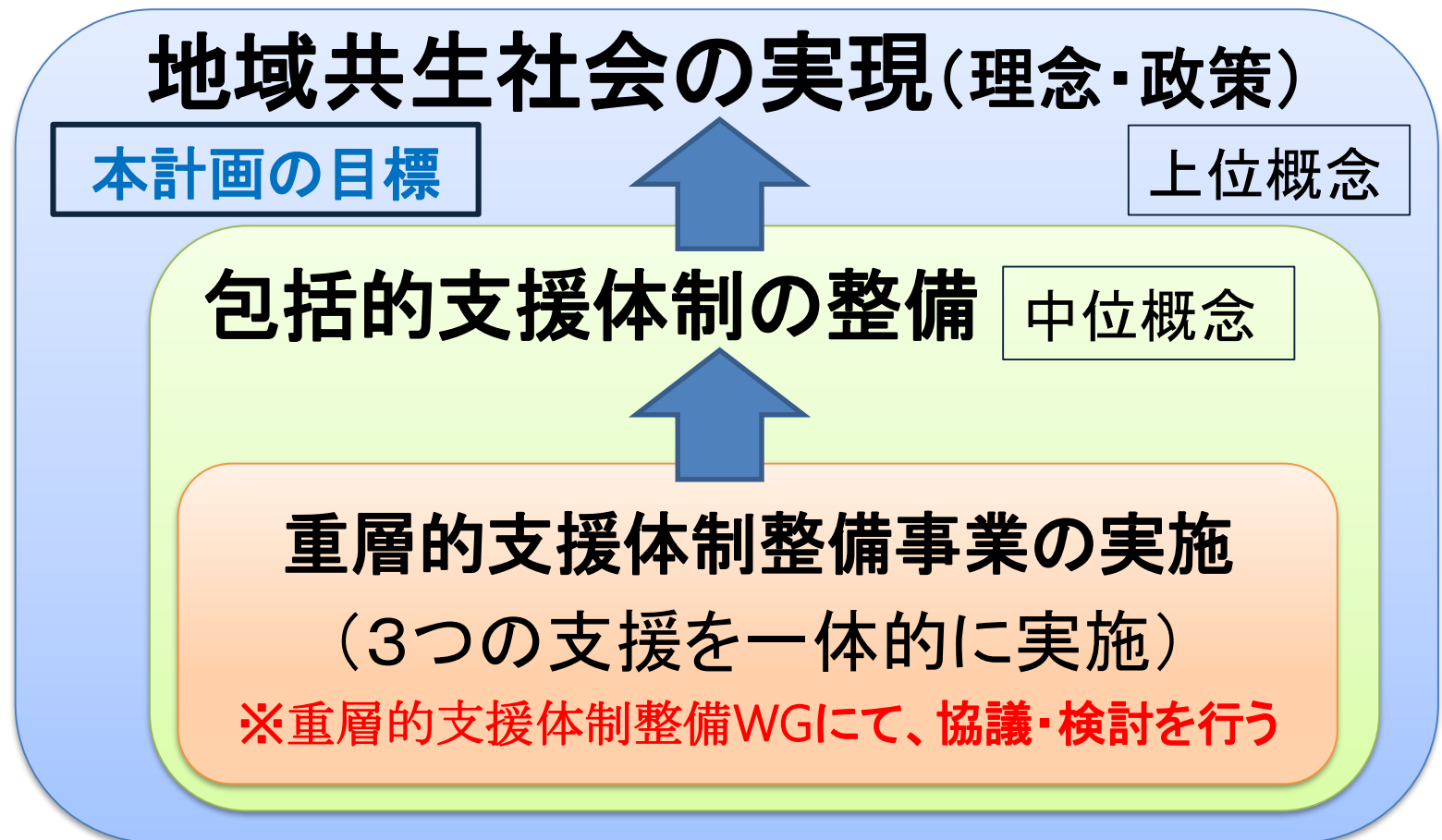


重層的支援体制整備WGにて、事業内容等を協議・検討

第5次地域福祉計画の策定にあたって

(2) 第5次策定に向けてのポイント

① 重層的支援体制整備事業の実施



第5次地域福祉計画の策定にあたって

(2) 第5次策定に向けてのポイント

①重層的支援体制整備事業の実施

②成年後見制度利用促進計画の包含

③再犯防止推進計画の策定

第5次地域福祉計画の策定にあたって

(2) 第5次策定に向けてのポイント

② 成年後見制度利用促進計画の包含

○ 成年後見制度利用促進計画

- ・現在、既に策定済(計画期間:令和3~5年度)
 - ・障害者福祉計画及びあんジョイプランに包含
- ※平成29年度から実施の、第4次地域福祉計画には未包含



『地域福祉計画』は、各分野の福祉等関連施策等を横断的につないでいく**総合的な計画**であることから、



新たに「成年後見制度利用促進計画」について、内容を精査し、『**第5次地域福祉計画**』に**包含**する

第5次地域福祉計画の策定にあたって

(2) 第5次策定に向けてのポイント

③再犯防止推進計画の包含

○再犯防止推進計画

・現在、未策定

・「再犯の防止等の推進に関する法律」の改正により、再犯防止等の施策の推進を図るため、市町村において、「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務となった



『地域福祉計画』は、各分野の福祉等関連施策等を横断的につないでいく総合的な計画であることから、



「再犯防止推進計画」について、新たに策定し、『第5次地域福祉計画』に包含する

第5次地域福祉計画の策定にあたって

(3) 今後の策定スケジュール(案)

① 令和4年度

- ・ アンケート調査の実施 (市民＋団体対象)
- ・ 協議会、幹事会、分科会、地域会議の開催

② 令和5年度

- ・ 計画案(基本構想、体系、地域連携など)づくり
- ・ 協議会、幹事会、分科会、地域会議の開催
- ・ 関係団体・福祉事業者会議、フォーラムの開催

※別紙「資料1 地域福祉計画策定スケジュール(案)」参照

説明内容

◆ 第5次地域福祉計画の策定にあたって

- (1) 計画の概要(経緯、体制、定義等)
- (2) 第5次策定に向けてのポイント
- (3) 策定スケジュール(案)

◆ アンケート調査の実施について

- (1) 市民を対象としたアンケート調査(案)
- (2) 団体を対象としたアンケート調査(案)

アンケート調査の実施について

(1) 市民を対象としたアンケート調査(案)

①概要

- ・18歳以上の市民3,000人から無作為抽出
- ・実際の年齢構成比も考慮

②今回の特徴

- ・身近な**地域生活課題※**における質問を追加
- ・**成年後見制度**や**再犯防止**に係る質問を追加
- ・回答率を上げるため、質問数を削減
- ・認知度など経年でみるべきものは原則変更なし

※別紙「資料2 市民アンケート調査(案)」参照

アンケート調査の実施について

(1) 市民を対象としたアンケート調査(案)

※「地域生活課題」とは

福祉サービスを必要とする地域住民と世帯が抱える

1. 福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題
2. 地域社会からの孤立に関する課題
3. あらゆる分野に**参加する機会**の確保の課題

アンケート調査の実施について

(2) 事業所を対象としたアンケート調査(案)

①概要

- ・介護保険と障害福祉のサービス事業所を対象
- ・同一法人が運営する別事業所にも個々に送付

②今回の特徴

- ・身近な**地域生活課題**における質問を追加
- ・**成年後見制度**に係る質問を追加
- ・回答率を上げるため、質問数を削減

※別紙「資料3 福祉サービス事業所アンケート調査(案)」参照